

## 新しい基準での放射能簡易分析装置による 検査対応について

県では消費者の食品等の安全・安心を確保するため、放射能簡易分析装置により食品等の放射性物質の検査を行っているところです。

国においては、平成24年4月1日より食品衛生法第11条第1項に基づく食品中の放射性物質に関する新たな基準値が定められたことから、県では新しい基準値に対応した検査を下記のとおり実施します。

### 記

#### 1 検査対象品目

自家消費農作物（家庭菜園など）及び菜食用の山菜・キノコ等とし、出荷制限及び摂取制限を受けている食品等や流通している食品等は検査の対象としません。

なお、井戸水や湧き水については国の新しい基準値に準じて検査を行います。

#### 2 検査対象物質

放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）

#### 3 新しい基準値に対応した検査開始日

平成24年4月2日（月）

#### 4 検査時間

午前9時から午後5時まで（午後4時30分受け入れ終了）  
（平日のみ）

#### 5 申し込み方法

電話による予約制になります。（**3月29日（木）受付開始**）

受付電話番号：**024-521-8397**（受付専用電話）

受付時間：**午前9時から午後5時まで（平日のみ）**

**※検査は、1回につき1検体です。**

#### 6 手続き（井戸水等のみ変更）

① 食品…検査する野菜等を採取後よく洗浄し、みじん切りにして1,000cc（6カップ程度（多めに））をビニール袋に入れて持ち込む。

② 井戸水等…水はよく洗ったペットボトルなどに入れて1000CC（多めに）を持ち込む。  
水の汲み出しは検査する5日前に行い、自宅等で汲み置きしたものを検査します。  
※井戸水・湧き水等には地球が誕生した時から大地や空気中に含まれている放射性物質や、また新たに生成されている放射性物質（福島第一原子力発電所の事

故により発生した放射性物質ではないもの。)である天然核種の影響により、汲み出し直後等での検査において正しい検査結果とならない場合がありますので御理解ください。

※1 食品や井戸水等は量が少ないと正しい検査結果が得られないので、少し多めにお持ちください。

※2 食品の検査は1検体当たり20分程度とし、1日の検査数は14検体程度です。検査結果は、検査終了後に説明します。

また、井戸水の検査は1検体当たり4時間程度とし、1日の検査数は2検体程度です。検査結果は後日郵送します。

7 検査場所 県消費生活センター  
(自治会館1階 福島市中町8番2号)  
車でお越しの方は、県庁外来駐車場を御利用ください。

8 検査結果の公表  
検査結果はホームページなどで公表します。  
また、個人情報適切に管理します。

## 新しい基準値

(H24.4.1から)

食品による年間被ばく限度

5 ミシーベルト



1 ミシーベルト

食品中の放射性セシウムの規制値

食品群	暫定規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	500
肉・卵・魚・その他	500

(単位:ベクレル/kg)

※放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

食品中の放射性セシウムの基準値

食品群	新基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50 <b>新設</b>

(単位:ベクレル/kg)

※放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

※ 飲料水とはミネラルウォーター類及び原料に茶を含む清涼飲料水などのこと